

(5) 医療専門施設等の整備の適正化

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
法務省	本省調査	18,503	24,492	5,989	▲34

事案の概要	刑務所等の刑事施設は、犯罪をした者等を収容し、矯正処遇を通じ再犯を防止するための施策等を実施している。この刑事施設に収容された者について、法令に基づき健康管理等を行うため、医療専門施設等を設置し、医療に関する人的・物的資源を整備している。
-------	---

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

医療資源の活用状況について

- 医療資源が十分に活用されていない現状を踏まえ、例えば
 - ・ 使用頻度の低い医療機器を必要性の高い施設へ管理換えする等、保有する機器がより効率的に活用できるよう検討すべきである。
 - ・ 医療従事者の業務量を更に分析し、適切な配置を検討すべきである。
 - ・ 低調な病床利用状況を考慮し、外部医療機関に入院させている者のうち、容体等を考慮し、医療専門施設等の設備で受入可能な者については更なる受入れを図るべきである。
- その上で、医療専門施設等は一般の医療施設とは異なり、刑事施設内の医療という特殊性があり収容動向の推移も考慮する必要があるが、医療資源が十分に活用されていない施設においても運営等に一定のコストがかさむことを考慮し、上記を踏まえても医療資源の活用状況の改善が見られない場合は、適正な施設規模となるよう整理合理化を図るべきである。

反映の内容等

医療資源の活用状況について

- 医療資源の活用については、以下のとおり改善する取組を行った。
 - ・ 使用頻度等を考慮した医療機器の管理換えを検討したものの、医療従事者の配置状況等を勘案すると、設置施設以外へ管理換えするより、設置施設において機器の活用につながる患者の受入れを行うことが最も有効である旨の意見が医師等による協議会等で出されたため、当該**医療機器の活用方法等について全国の矯正施設**（刑務所等の刑事施設及び少年院等の少年施設をいう。）に周知を図り、患者の受入れ等を促進した。
 - ・ 医療従事者の業務量の更なる分析及び配置の検討に当たっては、矯正施設内の医療統計の取得方法・精度の問題の解消が必要であることが判明したことから、各矯正施設にヒアリングを実施する等して、更なる分析に資する統計データの取得が可能となるよう検討を進めている。
 - ・ 刑務所等の刑事施設で発生した外部医療機関への入院について、医療専門施設等において早期の引取りを進めるなど患者の受入れを促進した。
 - ・ その他、感染症など緊急事態が発生した際の診療継続計画作成などに係る医療支援業務委託経費については、これまでの成果を踏まえ、見直しを行った。
(反映額: ▲22百万円)
- また、施設整備においては、病棟を新営する設計業務を発注する前に、収容者数を見直すなど、適正な施設規模となるよう整理合理化を図った。
(反映額: ▲12百万円)